

能美市新規採用者確保支援事業補助金

新型コロナウイルス感染症の影響により企業活動が停滞するなか、雇用の維持を図るために新規学卒者を正規雇用する事業者を支援します。

対象者

- 市内に事業所等を有する法人または個人であること
- 新規学卒者（令和3年3月に高校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校を卒業見込みの者）を正規雇用すること
（卒業後4年未満で職歴のない場合も新規学卒者として扱います。）

補助金額

正規雇用する新規学卒者1名につき**10万円** 1事業者あたり**最大150万円**

(注)以下の場合は、補助金算定の対象となりません。

- ・ 正規雇用する新規学卒者の住民票が令和3年4月の採用時に能美市にない場合
- ・ 採用時の勤務地が能美市以外の事業所である場合

申請期限

令和3年3月31日(水)まで

提出書類

- 能美市新規採用者確保支援事業補助金交付申請書及び実績報告書(様式第1号)
- 補助対象者一覧表(別紙1)
- 誓約書(別紙2)
- 採用決定証明書(別紙3)（※正規雇用する新規学卒者1人につき1枚提出）
（任意様式の採用決定通知書または内定通知書の写し等でも可）
- 能美市新規学卒者確保支援事業補助金請求書

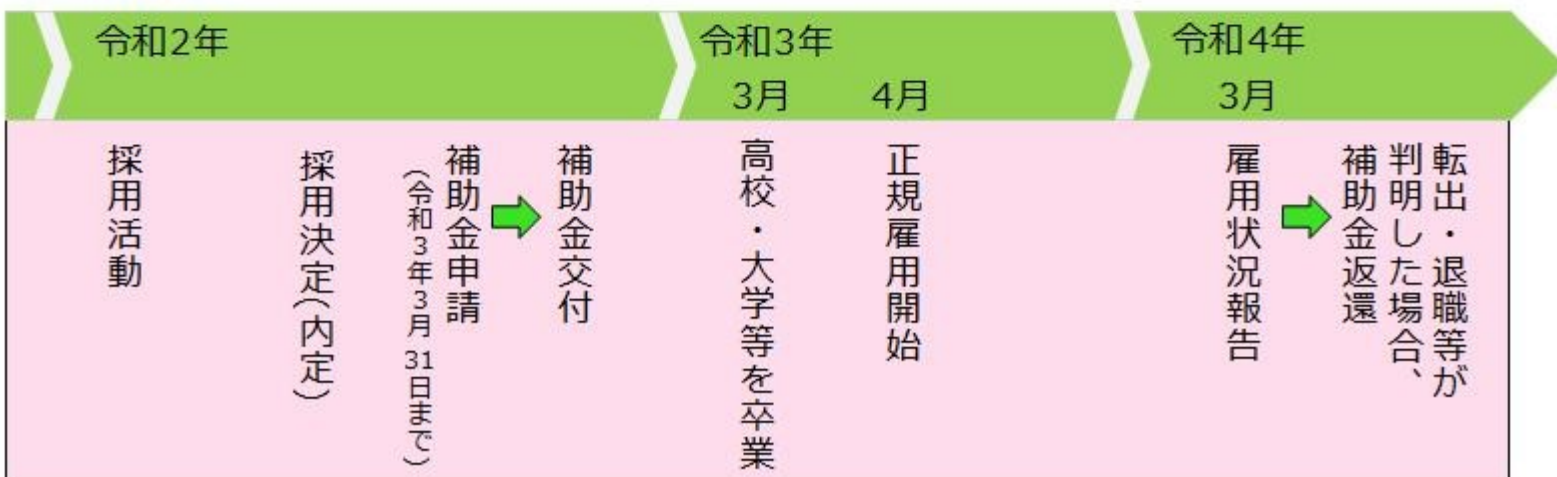
注意事項

正規雇用した新規学卒者が以下のいずれかに該当する場合は補助金返還義務が発生します

- 採用後1年を経過せず能美市外へ転出した場合
- 採用後1年を経過せず退職または解雇となった場合

※補助金交付を受けた場合、雇用状況の経過報告を行っていただきます。

事業の流れ



お問合せ先
申込先

能美市産業交流部商工課

TEL 0761-58-2254 Mail shoukou@city.nomi.lg.jp